

FC Camellia サポーター会員規約

(名称)

第1条

本会の名称は、「FC Camelliaサポーターズクラブ」と称する。

(会員)

第2条

本会は、FC Camelliaの目的に賛同し賛助する方を対象とする。

(目的)

第3条

このクラブはFC Camelliaの活動を支援し、サッカーを通じて、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(入会手続きと会費)

第4条 入会を希望する方は、FC Camelliaに対し所定の入会申込書を提出し、所定の期間内に年会費を定められた方法で支払うものとする。

1. 会員資格は、年会費の支払を完了した日に取得する。有効期間は、入会日から最初に到来する3月31日までとする。
2. 年会費の納入方法は、提出された所定の入会申込書に記載された金融機関の口座への振込、もしくは現金での納入とする。なお、一旦支払った年会費については返還しない。
3. 年会費の納入は、入会申込書の提出後、1ヶ月以内に行うこととする。
4. 年会費は1口1,000円、3口以上からとする。

(届出事項の変更)

第5条

会員は、住所、氏名、電話番号、E-mailアドレス等届出事項に変更があった場合は、FC Camelliaに連絡しなければならない。

(脱会)

第6条

次の場合、会員は本会を脱会するものとする。

- (1) 会員より脱会の申し入れがあった場合。
- (2) 期限内に年会費の納入がなかった場合。
- (3) 本会の活動、目的の妨げとなる行為等があった場合。

(会則の改正)

第7条

本会則が改正された場合は、FC Camelliaより会員に対し、その内容を告知する。

(その他)

第8条

本会則は、2022年4月1日より施行する。